任期制について

資料３

１　これまでの法人設立準備委員会での決定内容

教員の流動性の状況，教育研究活動の活性化への効果等を考慮し，次の職に任期制（有期労働契約）を導入する。

① 特定教育研究プロジェクトに従事する教員（任期法適用）

② 法人化後新規に採用する助教（任期法適用）

※　一定期間が到来した場合においても，ポストの状況と能力・業績を勘案し，必要に応じて再任するなどの措置を取る必要がある。

③ 法人化後新規に採用する助手（労働基準法適用）

※　各学部における応募状況等を勘案する必要がある。

２　論点

（１）任期は，何年にすべきか。

（２）再任を認めるべきか。認めるとすれば，何回までか。

３　法制度の内容

<table>
<tr><th colspan="2">根拠法令</th><th colspan="3">大学の教員等の任期に関する法律（任期法）</th><th colspan="2">労働基準法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">対象範囲</td><td>教授</td><td rowspan="5">先端的・学術的・総合的教育研究等で多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職
（§４Ⅰ①）</td><td>―</td><td rowspan="5">特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職
（§４Ⅰ③）</td><td rowspan="5">期間の定めを行う場合（一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除く。）</td><td rowspan="4">厚生労働省が定める基準に該当する高度の専門的知識等を有する者（博士の学位を有する場合等）
（§14Ⅰ①）</td></tr>
<tr><td>准教授</td><td>―</td></tr>
<tr><td>講師</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">助教</td><td rowspan="2">すべての職
（§４Ⅰ②）</td></tr>
<tr><td>助手</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">任期</td><td colspan="3">５年以下（行政解釈※）</td><td>３年
（§14Ⅰ）</td><td>５年
（同左）</td></tr>
</table>

※　大学の教員等の任期に関する法律等の施行について（通達）（平成９年８月22日文高企第149号）「民法（明治29年法律第89号）第626条により，５年経過後は使用者側にも解約権が発生するので，任期を定める場合には，５年が上限となること」

４　実施素案

（１）任期及び再任

法制度の内容や，他大学の実施状況等を勘案し，任期を次のとおり定め，適用職員の能力・業績等を勘案し，必要に応じて再任を認めることとする。

区　分	任期	再任
①　特定教育研究プロジェクトに従事する教員	プロジェクトの期間	プロジェクトの期間が延長の場合は再任可
②　法人化後新規に採用する助教	５年	１回可
③　法人化後新規に採用する助手	３年	原則１回可

（２）導入手続

来年度以降新規採用する教員に任期制が適用されるよう，任用手続を進める。